

江田島市教育委員会会議録

平成 29 年 12 月 18 日（月）平成 29 年第 14 回教育委員会会議定例会を江田島市スポーツセンター会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	10 時 55 分

2 出席者（5名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	中本 陽子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 28 号 江田島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第 29 号 平成 30 年度に市立小学校特別支援学級で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択について

- (5) 承認第 27 号 平成 29 年度江田島市一般会計（第 5 号）補正予算（教育委員会関係分）
について
- (6) 承認第 28 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (7) 報告 1 平成 29 年第 6 回江田島市議会定例会について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、第 14 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、議案書の 32 ページ、議案第 29 号については、小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択に関する案件で、内容から、個人が特定される可能性があると思われま

す。また、42 ページの承認第 28 号については、人事に関する案件ですので、この 2 件については、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 29 号及び、承認第 28 号については、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 29 号及び、承認第 28 号については、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

お諮りします。

ただいま、公開しないで審議することに決定しました、議案第 29 号及び承認第 28 号

については、日程を変更し、日程第7、報告1の次に審議したいと思います。

これに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第27号を日程第4に、報告1を日程第5とし、議案第29号を日程第6に、承認第28号を日程第7に変更することに決定いたします。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、樋上委員をお願いいたします。

○ 教育長

日程第3、議案第28号「江田島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました、議案第28号「江田島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書、3ページをお開きください。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第28号「江田島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。
4 ページ、5 ページに改正条文を、そして6 ページに新旧対照表を、7 ページから30 ページまでに様式集、31 ページには「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」の抜粋を、参考資料として掲載しておりますので、ご覧ください。

31 ページをご覧ください。

今回の改正の主旨は、平成27年3月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、小学校の「道徳」の教科化に係る部分が平成30年4月1日から、中学校の「道徳」の教科化に係る部分が平成31年4月1日から施行されるためのものです。

6 ページをお願いします。

右側が現行で、左側が改正案でございます。下線部分をご覧ください。

まずは、第1条関係で「道徳」の部分を「道徳（小学校にあつては、特別の教科である道徳）」とし、小学校部分を改正し、第2条関係で、第1条関係で改正した「道徳（小学校にあつては、特別の教科である道徳）」を「特別の教科である道徳」に統一し、中学校での教科化に合わせるものでございます。

4 ページをお願いします。

今回の改正に併せて、様式第15号第1項の外国語活動欄の斜線部分を2箇所削っております。

9 ページをご覧ください。

こちらは、平成30年度からの小学校外国語教育の移行措置に伴うもので、小学校における「教育課程に関する届出書」の、「外国語活動欄」の「第3学年欄」と「第4学年欄」の赤線の斜線部分を削除し、年間授業時数を記入できるよう様式を変更するものです。

5 ページをお願いします。

附則といたしまして、この規則中、第1条の規定は、平成30年4月1日から、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。

これは、先ほど説明いたしましたとおり、文部科学省令と併せた施行日としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑を受けたいと思います。

○ 三島委員

基本的なことなんですけれども、道徳を特別の教科道徳に変える理由を教えてください。

○ 学校教育課長

31 ページをご覧ください。

「道徳の教科化」という言葉をよく耳にされていると思いますが、国語、算数と同じように、今まで道徳というのはあったのですが、教科ではなく、領域という部分で道徳が設定されておりました。

この度、学校教育法施行規則が変わったことにより、名称が変わったという事がまず大前提でございます。

それに伴いまして、教育課程に関わる条文で、教科名を「特別の教科である道徳」と省令上では述べられていますので、規則ではそのように反映しております。

ただ、各学校ではこのように長い名前ではなく、「道徳」という名称が使われていくことになろうかと思えます。

○ 三島委員

今までは教科でなかったものを、教科にするために、新たに「特別な教科である道徳」に改めるものですね。

○ 学校教育課長

そうでございます。

教科になるという事でございますから、来年度から教科書が給付されます。

これまでは、副読本を各学校で購入をしておりましたが、来年度からは文部科学省から給与され、子ども達が1冊ずつ道徳の教科書をもって学習をいたします。

それに伴いまして、学校では道徳に関する評価をします。

点数では評価できないということから、文章により評価をする事としております。

○ 教育長

来年度からの変更は小学校だけですが、中学校の教科化は、なぜ来年度からではなく1年後からなのか。

○ 学校教育課長

先ほど、31ページにもございましたように、省令上は31年4月からということになっております。

教科書採択が来年です。

今年度、円滑な準備ができるように、ということも考え合わせて規則の方も改正をしております。

○ 今井委員

小学校の外国語活動は、何年生から始まるようになり、教科書等を使うようになるのは平成何年からか等、今後の流れが分かれば教えてください。

○ 学校教育課長

平成 32 年度から教科化という事で、小学校の学習指導要領が改訂される予定となっております。

そして、平成 30 年度から 2 年間は移行期間となります。

現在 5・6 年生が 35 時間行っており、それを移行期間はプラス 15 時間は増やすようにと文部科学省からの指示がありますけれども、江田島市につきましては、32 年度を見越しまして、移行期間の来年度から 35 時間プラスして、70 時間で行います。

週にすると 1 時間増えます。

3・4 学年につきましても、移行期間となっておりますが、江田島市では移行期間からも平成 32 年度の実施と同様に、35 時間に増やして、まだ教科化されておられませんので、外国語活動として実施していく予定としております。

○ 三島委員

この外国語活動とは、何を指しているのですか。

○ 学校教育課長

外国語活動ですが、外国語としては、原則英語を学習するよう指示されております。

○ 教育長

英語でなくても良いんですよね、中国語とか。

○ 学校教育課長

自治体の状況に応じてということではあるのですが、原則的には英語を学習するという事です。

○ 三島委員

外国語活動、活動とついているのは、3 年生はまだ教科にならないからという事ですか。

○ 学校教育課長

読むこと、書くこと、話すこと、聞くことと、4 領域というのがありますが、そのうちの、3・4 年生は、主に聞くことと話すことを中心に行っていきます。

そして 5・6 年生は、プラスして読むこと、書くことが増えてきます。

これが今回の大きな変更点でございます。

今まで、5・6 年生は、ABC などのアルファベットなど、書くことをしていなかったのですが、それが 5・6 年生で書くことを行って、中学校へ円滑に移行しつつ充実させていきます。

ですので、小学校の教員自体も戸惑っているところがございますので、教員の研修も充実させていきたいと考えております。

○ 三島委員

研修も大切ですが、それだけでなく、教員をフォローする手立てを考えてあげてください。

○ 学校教育課長

今年度から、ALTを2名から3名に増やしまして、移行しております。

三島委員のご指摘のとおり、教員もなかなか大変で、ネイティブな発音のできる方を多くしていければ良いなと思っています。

今、県費非常勤による特別非常勤講師として英語の話せる方に来ていただいています。さらに英語の話せる方をさがして、特別非常勤講師として来ていただけると力となるのではないかと考えております。

○ 教育長

わかりました。

他に、ご質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第28号「江田島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、承認第27号「平成29年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）」についてを議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました、承認第 27 号「平成 29 年度江田島市一般会計（第 5 号）補正予算（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書、37 ページをお開きください。

提案理由でございます。

平成 29 年度江田島市一般会計補正予算を、江田島市教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定により、委員会へ報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました承認第 27 号「平成 29 年度江田島市一般会計（第 5 号）補正予算（教育委員会関係分）について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。38 ページをお開きください。

10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費、事業名は、小学校就学援助奨励事業費で、111 万 4 千円増額補正をし、全体事業費を 1,436 万 5 千円とするものでございます。

次に、10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費、事業名は、中学校就学援助奨励事業費で、57 万 3 千円増額補正をし、全体事業費を 1,218 万 5 千円とするものでございます。

参考資料といたしましては 40 ページをご覧ください。

事業内容は、平成 29 年度から、次年度に入学する児童生徒分の学用品費を入学前に前倒しで支給するため、不足分を補正するものでございます。

また、41 ページには支給に関する流れを新旧対照表にしておりますのでご覧になってください。

続いて、39 ページをお願いします。

債務負担行為の補正 4 件で、それぞれ、来年度活用するものでございますが、今年度中に契約や購入をするためのものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑を受けたいと思います。

○ 三島委員

小学校、中学校、それぞれ人数的にはどうなんですかね、全体的に増えてきているのか減ってきているのか、わかれば教えてください。

- 学校教育課長
現在のところ、大きな増減はございません。
- 三島委員
入学前に支給するという事ですが、大体の人数の把握はできているのですね。
- 学校教育課長
毎年の人数を参考にして、その人数に少しプラスして今回予算見積もりをしておりま
す。
40ページにありますように、来年度の小学校新入学児童の見込数として35名、中
学校では25名見込んでおります。
中学校は現在6年生で就学援助を支給している児童が23名おりますので、それから
見積もって予算計上しております。
- 教育長
今回の改正の大きな変更点は、入学前に支給されることと、金額も2万円代から4万
円代に増額されており、大きな改正点であろうかと思えます。
- 教育長
他に、ご質疑はありませんか。

(質疑なし)
- 教育長
それでは、これで本件の審議を終わります。
採決に移ります。
承認第27号「平成29年度江田島市一般会計(第5号)補正予算(教育委員会関係分)
について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)
- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認されました。
- 教育長
日程第5、報告1「平成29年第6回江田島市議会定例会について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

議案書，44ページをお開きください。

平成29年12月7日から，14日までを会期とし，平成29年第6回江田島市議会定例会が開催されましたので，教育委員会関係分の報告を致します。

1日目は，1市政報告で，そこに記載されていますとおり，15項目について市長が報告をしております。

続いて，2一般質問です。

(1) 質問者は胡子雅信議員で，質問事項は広島市との教育における連携についてでございます。

質問内容と答弁，再質問等を，44ページから45ページに掲載してありますので，見ておいてください。

続いて46ページをお願いします。

2日目，(2) 質問者は平川博之議員で，質問事項は市内の公共施設及び学校のトイレ整備についてでございます。

質問内容と答弁，再質問等を，掲載してありますので，見ておいてください。

47ページをお願いします。

(3) 質問者は重長英司議員で，質問事項は大柿高校の活性化についてでございます。

質問内容と答弁，再質問等を，47ページから49ページに掲載してありますので，見ておいてください。

49ページをお願いいたします。

その他としまして，1報告第12号「専決処分の報告について」でございます。

概要は，平成29年10月21日の午前7時頃，能美中学校の敷地内に立つ桜の木が倒れ，道路及び川を挟んで隣接する，田村武司さん宅のフェンスに当たり，損壊させたものです。

倒壊の原因は，木の内部が腐り，空洞になっていたためでございます。

なお，倒壊による人的被害はありませんでした。

損害賠償額は，19万6,341円で，和解をいたしました。

なお，損害賠償金につきましては，市が加入している，全国町村会総合賠償補償保険で補填されます。

今後の対応として，倒木の恐れがある樹木がないかの点検を直ぐに行いました。

次に，2議案第75号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

これは，前回の教育委員会議で議決を頂いたものを，議会へ上程したものでございます。

内容は，平成31年3月31日をもって，柿浦小学校を廃校とし，同年4月1日から大古小学校と統合するというものでございます。

賛成多数で可決されましたので、正式に統合が決定しました。

最後に、3議案第77号「平成29年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

内容につきましては、先ほど御承認いただきました、承認第27号のとおりでございます。

以上で、報告1の説明を終わります。

○ 教育長

以上で報告1「平成29年第6回江田島市議会定例会について」の報告を終わります。

○ 教育長

日程第6、議案第29号「平成30年度に市立小学校特別支援学級で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7、承認第28号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について（11月分）
- (2) 学校給食異物混入について

次の教育委員会会議は平成30年1月15日（月）午前10時から大柿公民館大会議室で開催します。

以上で閉会します。

教育委員会会議終了後、江田島市スポーツセンターと能美図書館の施設訪問を行いました。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員